

ID: 247

担当部署: 上下水道課

処分の概要	指定の取消し又は一時停止		
例規名 根拠条項	聖籠町下水道排水設備等指定工事店規程 第10条		
例規番号	平成22年 企業管理規程第12号		
<p>【根拠条文】</p> <p>(指定の取消し又は一時停止)</p> <p>第十条 管理者は、指定工事店から前条第一項の届出を受けたときは、指定を取り消さなければならぬ。</p> <p>2 管理者は、指定工事店が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消し、又は六月を超えない範囲内において指定の効力を停止することができる。</p> <p>一 条例又はこの規程に違反したとき。</p> <p>二 業務に関し、不誠実な行為があるなど、管理者が指定工事店として不相当と認めたとき。</p> <p>【基準】</p> <p>根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 22 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日